

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立豊岡小学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

豊岡小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

- 面談方式による教育相談の実施やいじめアンケートの活用を行い、その兆候を見逃さず、いじめを未然に防ぎます。
- 警察署と連携した情報モラル教育を例年よりも早期に行うなど、コミュニケーションツールの正しい使用法を身に付け、トラブルの防止に努めます。
- 全員遊びの定例化など子ども同士の絆づくりと道徳の授業や日常の指導における規範意識の向上に努め、子ども間の関わり合いを強めます。

豊岡小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会協議委員などを加えて組織を構成し、いじめの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察官経験者)などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 毎月定例でいじめ防止対策推進委員会の開催
- いじめをテーマにした道徳の授業の実施
- 生徒指導事例研修による児童理解の推進
- いじめアンケートの実施・結果分析
- 教育相談・いじめアンケートを生かした保護者面談の実施
- 児童会主催の「いじめ撲滅」に向けた集会活動の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。令和8年度の豊岡小学校のいじめ対策組織担当は、上森です。

連絡先 0166-31-0251 (学校代表電話)

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (こども・女性・若者未来部 こども安心課)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会の
ホームページ

